

第 1 7 4 回組合会会議録

千葉県市町村職員共済組合

第174回組合会会議録

平成26年3月3日千葉市中央区中央港1丁目13番3号オークラ千葉ホテル2階「ブリストル」において第174回組合会を開催した。

組合会の目的である事項

- 報告第1号 監査報告書（施設監査）の提出について
- 報告第2号 監査報告書（上半期監査）の提出について
- 議案第1号 専決処分（千葉縣市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについて
- 議案第2号 平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）について
- 議案第3号 平成26年度事業計画及び予算について
- 議案第4号 千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 議案第5号 千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について
- 議案第6号 千葉縣市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正について
- 議案第7号 千葉縣市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について
- 議案第8号 千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正について
- 議案第9号 千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について

招集年月日 平成26年3月3日
議長 岩田利雄

議員の定数は20名であるが、出席した議員は、次のとおりである。

市町村長である議員（4名）

- 3番 松崎秀樹
- 5番 太田洋
- 9番 岩田利雄
- 11番 根本崇

市町村長以外の議員（9名）

- 2番 須藤和人
- 4番 関口明
- 6番 斉藤扶知雄
- 8番 大網裕弥
- 10番 高橋邦芳
- 12番 池田忠三
- 14番 岩崎利浩
- 18番 高橋泰文
- 20番 天野武彦

委任状を提出した議員は、次のとおりである。（7名）

1 番 小 坂 泰 久
7 番 宮 本 泰 介
1 3 番 相 川 勝 重
1 5 番 星 野 順一郎
1 6 番 平 山 優
1 7 番 熊 谷 俊 人
1 9 番 水 越 勇 雄

委任を受けた議員は、次のとおりである。（2名）

1 0 番 高 橋 邦 芳（委任者1名）
1 1 番 根 本 崇（委任者6名）

学識経験監事である東出健治は、この組合会に出席した。

事務局から出席した職員は、次のとおりである。

事 務 局 長	若 菜 幸 二
事務局次長兼経理課長	海 宝 弘 展
出納長兼保健課長	宍 倉 敦 夫
監査室長兼年金課長	榎 田 研 二
総務課長兼情報管理課長	五 木 田 雅 之
福 祉 課 長	工 藤 誠
総務課長補佐兼総務係長	多 田 芳 子
福祉課長補佐兼福祉係長	北 嶋 洋 子
施 設 長	森 澄 生
施設管理課長	布 施 幸 一
施設管理課付課長補佐	植 松 一 彦
施設管理課主幹兼施設管理係長	伊 藤 篤 史

開 会 （時刻13時00分）

事務局長 事務局長の若菜でございます。本日出席予定の議員の皆さまがお揃い
ですので、ただ今から第174回組合会を進めさせていただきます。ま
ず開会に先立ちまして、本日の定足数を発表させていただきます。本日、
出席をいただきました市町村長議員4名、委任状を提出されました市町
村長議員は6名、合計10名でございます。

また職員議員につきましては、9名のご出席いただいております。委
任状を提出されました職員議員は1名、合計10名でございます。

したがいまして、地方公務員等共済組合法施行令第11条の規定によ

ります定足数に達しておりますので、ただ今から、議事日程にしたがいまして第174回組合会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、岩田議長からごあいさつをお願いいたします。

議長 それでは組合会の開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。本日ここに、第174回組合会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公務ご多忙の折、ご出席を賜り誠にありがとうございます。また、平素から共済組合の事業運営につきまして、特段のご理解とご協力を賜り、重ねてお礼申し上げる次第でございます。

さらに、太田いすみ市長におかれましては、昨年12月1日に行われました、いすみ市長選挙において、見事再選されました。心からお慶び申し上げますとともに、引き続き、共済組合の事業運営にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。なお、本日ご出席できませんでしたが、相川芝山町長と小坂酒々井町長におかれましても、それぞれの町長選挙において、再選されましたことを心からお慶び申し上げます。

さて、本日、上程いたします主な議案でございますが、「平成25年度変更事業計画及び予算(第1次)」、「平成26年度事業計画及び予算」並びに「予算に関連する諸規則等の一部改正」につきまして、ご審議を賜るものでございます。平成26年度の事業計画及び予算の策定にあたりましては、総務省から示されます「地方公務員共済組合の事業運営について」及び「予算編成関係資料」に基づき、編成作業を行ったものでございます。

それでは、平成26年度事業計画及び予算の概要を申し上げます。まず、組合員数の状況でございますが、平成26年度末の組合員数は、5万6,533人で、前年度より108人の増加を見込むものでございます。

次に、短期経理でございますが、平成26年度の財源率の設定にあたりましては、短期経理の欠損金補てん積立金を満額積み立てることと、収支均衡を図ることを前提として、計算をしましたところ短期給付財源率につきましては、平成25年度と同様となるものでございます。

次に、保健経理でございます。財源率につきましては、据え置きとし、保健事業の根幹である、疾病予防事業をはじめ、各種保健事業を引き続き実施するものでございます。なお、平成26年度は、短期人間ドックの組合負担割合及び助成限度額を引き上げ、人間ドック利用者の負担軽減を図るものでございます。また、繰入金につきましては、「施設運営検討委員会」からの答申に基づき、「オークラ千葉ホテル温浴施設」へは、運営資金として、3,400万円を繰り入れ、「オークラ千葉ホテル」へは、固定資産税及び減価償却費相当の一部として、1億5,000万円を、また、「黒潮荘」へは、固定資産税及び減価償却費相当として、3,556万3,000円を繰り入れるものでございます。なお、「那須の森ヴィレッジ」につきましては、昨年度に引き続き繰り入れを行わないものでございます。

次に、宿泊経理でございますが、「オークラ千葉ホテル」につきましては、平成23年度から実施した「改修工事中期3ヵ年基本計画」が、平成25年度で完了し、より一層の施設の充実化と競争力の強化が図られ

たところでございます。平成26年度は、改修効果を最大限活かし、収益力アップに向けて、ホテル全体の稼動を高めていくものでございます。また、「黒潮荘」につきましては、平成25年度から新たな民間会社に業務委託をしているところでございますが、引き続き同社の運営ノウハウを十分活用し、より一層の利用促進を図るものでございます。

次に、貯金経理でございます。共済貯金の支払利率につきましては、2.1パーセントに据え置くものでございますが、不安定な金融情勢が続いている状況でありますので、引き続き有価証券を中心に安全有利で効率的な運用に努めてまいります。

各事業経理の詳細につきましては、事務局から説明いたさせますので、充分なるご審議を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、職員側議員の皆さまにおかれましては、去る2月17日から21日までの間、各地区において、「地区別共済制度研修会」を開催し、組合員への予算の周知、意見・要望等の集約にご尽力いただきましたことに感謝申し上げ、議長のあいさつと代えさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

議 長 それでは、議事日程の決定を議題といたします。お諮りをいたします。議事日程は、本日1日といたしたいと存じます。これに、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、本日の会議を、1日と決定いたします。

議 長 次に、会議録署名議員の選挙について、お諮りをいたします。会議録署名議員の選挙は、議長において指名することで、ご異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、会議録署名議員に長側3番松崎秀樹議員、職員側6番齊藤扶知雄議員の両名を指名いたします。

議 長 議案の提案の前に、報告事項がございます。まず、監査報告書が2件提出されておりますので、報告第1号及び報告第2号を一括して、監事から報告を求めます。東出学識経験監事。

学識経験監事 はい。

議 長 はい。学識経験監事。

学識経験監事 東出でございます。3名の監事を代表いたしまして、監査報告をいたします。皆さまのお手元の報告第1号は、那須の森ヴィレッジの監査報告書でございます。大変恐縮ですが、ご参照いただければと思います。まず、監査の実施年月日ですが、平成25年10月22日から23日ま

で。監査の対象期間ですが、那須の森ヴィレッジの冬季休業明けの平成25年4月1日から子供たちの夏休み終了の8月31日までの5ヶ月でございます。監査事項及び監査の結果でございますが、那須の森ヴィレッジの施設及び運営状況、全般に亘って監査をさせていただきました。施設の運営及び経理面は法令の定めるところにより適正に行われており、利用促進、収益性の向上に努めていることが認められました。当施設は、引き続きサービスの向上と利用促進、適正な事業執行と健全な財政運営に努めていただきたいと意見を付記した次第でございます。注意した事項及び必要な事項は、ありませんでした。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告します。以上でございます。

続きまして、報告第2号でございますが、これは組合の業務及び財産の全般的な状況に関する監査の結果報告でございます。監査実施年月日は、平成25年11月15日でございます。監査の対象となった期間ですが、いわゆる上半期で4月1日から9月30日まででございます。業務及び財産の全般状況の監査の結果でございますが、組合の業務は法令の定めるところにより適正に執行され、会計経理も正確に処理され、証拠書類についても良好に整理されていることが認められました。出納職員に対して注意した事項、必要な事項はございません。地方公務員等共済組合法第12条第3項及び千葉県市町村職員共済組合定款第46条の規定に基づき、監査した結果を同定款第49条の規定により上記のとおり報告するものでございます。以上です。

議長 　ただ今、監査報告書について報告がありました。ご質疑等がございましたら、お願いいたします

〔 「なし」 の声あり 〕

議長 　それでは、質疑がないようでございますので、監査の報告を終結いたします。

議長 　これより議案の上程を行います。議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについて」、事務局から説明を求めます。工藤福祉課長。

福祉課長 　はい。

議長 　はい。福祉課長。

福祉課長 　福祉課長の工藤でございます。それでは議案第1号を上程させていただきます。議案第1号をご覧ください。専決処分（千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについてでございます。

このことについて、組合会を招集する暇がなく臨時急施を要するものと認め、地方公務員等共済組合法第10条第2項の規定により、平成2

5年9月12日に別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

1 ページ目をご覧ください。物資供給規則の一部改正の内容を掲げた要綱書がございます。こちらをもちまして説明させていただきます。

第1に改正の目的でございます。平成25年10月1日から組合員の需要する生活必要物資の購入限度額が200万円から300万円に改められ、施行されることに伴い、様式の整備を図ることを目的とするものでございます。

第2に改正する事項です。購入限度額が200万円から300万円に改められたことにより、様式を改めるものでございます。

第3に施行期日です。この規則は、平成25年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長 はい。ただ今議案第1号について説明がなされました。これより質疑をお受けしたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

議長 以上で質疑の終結をいたします。
議案第1号「専決処分（千葉県市町村職員共済組合物資供給規則の一部改正）の承認を求めることについて」採決をいたします。原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 はい。挙手全員であります。よって議案第1号は原案のとおり可決されました。
次に、議案第2号「平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）について」を議題といたします。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議長 はい。総務課長。

総務課長 総務課長の五木田でございます。それでは、議案第2号、平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）についてを上程させていただきます。議案第2号をご覧くださいと存じます。平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）を別冊のように定めるものとするということで、1枚おめくりいただきますと、平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）の冊子がございます。この予算書は、昨年12月末日の実績に基づきまして収支の変更を行ったものでございます。予算書の表紙をおめくりいただきますと、緑の紙で25年度事業計画変更の概況がございます。こちらの概況を用いまして、短期経理から物資経理まで11の経理の収支予定等の変更についてご説明をさせていただきます。なお、時間の関係上、要点のみの説明とさせていただきますので、予めご了承いただき

たいと存じます。

それでは概況の1をご覧いただきたいと存じます。1の短期経理、1、短期貸付金の変更についてで、ございます。貸付経理への貸付金を次のとおり変更するという事で、表の真ん中の変更後をご覧ください。56万円に変更するものでございます。こちらは、高額医療貸付と出産貸付の資金となるものでございます。次に2の収支予定の変更についてで、ございます。収支予定を次のとおり変更するという事で、下の表をご覧ください。収支予定の変更に伴いまして、変更後の一番下に当期利益金がございます。変更後で3億1,994万6,000円となる見込みでございます。右の欄にありますとおり1億5,827万7,000円の増加となる見込みでございます。

次に2の長期経理の収支予定の変更でございますが、こちらも下の表をご覧いただきたいと存じます。まず科目の上段の収入でございますが、負担金・掛金を合計いたしますと、変更後の金額で745億5,617万2,000円となる見込みでございます。3億8,239万1,000円の減少となるものですが、この減少理由は給与減額措置等によりまして標準給与総額が減少したことによるものでございます。一方下段の支出でございますが、負担金払込金・掛金払込金として、同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

続きまして、3の預託金管理経理でございます。まず1の長期貸付金の変更については、貸付経理への貸付金の表をご覧いただきたいと思っております。変更後でございますが、253億2,541万円となる見込みでございます。変更前よりも2億6,026万6,000円の増加となるものでございます。こちらの変更理由につきましては、変更前で償還額を多く見込んでおりましたので、そのため増加となるものでございます。次に2の収支予定の変更についてでございます。この経理の収入は利息及び配当金のみで、変更後の金額は6億8,874万6,000円となる見込みです。変更前よりも830万6,000円の増加となるものですが、こちらの理由につきましては、貸付経理への貸付金が増加したことによるものでございます。次に概況の2ページをご覧ください。一番上にあります預託金管理経理の表の支出でございます。支払利息のみで、収入と同額を全国市町村職員共済組合連合会へ返済するものでございます。次に3の資産構成割合の変更についてでございます。こちらも下の表をご覧いただきたいのですが、資産区分の①の上から2番目の投資有価証券の変更後は196万円となる見込みで、変更前よりも右にあるとおり3億円減少となる見込みでございます。こちらの理由につきましては、変更前では縁故地方債を3億円引き受ける予定としておりましたが、実際はその引き受けがございませんでしたので、その分が減少となるものでございます。資産の変更後の合計額でございますが、267億3,985万4,000円となる見込みでございます。

次に4の業務経理でございます。収支予定の変更でございますが、(5)の収支予定をつぎのとおり変更するという事で、表をご覧いただきたいと存じます。収支予定の変更に伴いまして、表の一番下の変更後の当期損失金は、1,319万1,000円となる見込みでございます。変更前よりも4,207万3,000円の減少となるものでございます。

続きまして、5、保健経理でございます。収支予定の変更でございますが、下の表をご覧くださいと存じます。収支予定の変更に伴いまして、一番下にあるとおり当期損失金は、7,795万3,000円となる見込みで、変更前よりも7,441万8,000円の減少となるものでございます。

次に6の保健経理第2でございます。こちらの収支予定の変更でございますが、概況の3ページにお移りいただきたいと思っております。(4)収支予定を次のとおり変更することで、表をご覧くださいなのですが、収支予定の変更に伴いまして、変更後の当期損失金は、4,905万6,000円となる見込みでございます。変更前よりも548万6,000円の増加となるものでございます。

次に7、保健経理第3でございます。こちらの収支予定の変更でございますが、(2)の表をご覧くださいと存じます。収支予定の変更に伴いまして、変更後の当期利益金は、235万4,000円となる見込みでございます。変更前よりも221万3,000円の増加となるものでございます。

次に8、宿泊経理でございます。収支予定の変更についてですが、こちら(3)の表をご覧くださいと存じます。収支予定の変更に伴いまして、変更後の当期利益金は、6,761万4,000円となる見込みで、変更前よりも3,346万4,000円の増加となるものでございます。

次に9の貯金経理でございます。まず1の長期貸付金の変更についてですが、こちらは表の区分にあるとおり物資経理へ貸付金で、平成25年10月から物資経理への貸付金を行ったものでございます。変更後の金額でございますが、22億8,570万円を見込みまして、変更前よりも1,270万円の増加となるものでございます。こちらの増加理由につきましては、車の販売台数を変更前より28台多く見込んだことに伴うものでございます。それでは概況の4ページをご覧くださいと存じます。2の収支予定の変更でございます。こちら(4)の表をご覧くださいと存じます。収支予定の変更に伴い、変更後の当期利益金は、45億9,450万1,000円となる見込みでございます。変更前よりも20億4,563万5,000円の増加となるものでございます。

次に10の貸付経理でございます。1の借入金の変更についてでございますが、表の区分のとおり2点ございまして、いずれも短期経理、預託金管理経理のところで説明をさせていただきましたので、省略させていただきます。2の収支予定の変更についてでございます。(4)の表をご覧くださいと存じます。収支予定の変更に伴いまして、変更後の当期利益金は、3,731万7,000円となる見込みで、変更前よりも114万1,000円の増加となるものでございます。

最後に11、物資経理でございます。まず1の借入金の変更についてでございますが、先ほど貯金経理のところで説明させていただきましたので省略させていただきます。次に2の収支予定の変更についてでございます。(3)の表をご覧くださいながら概況の5ページにお移りいただきたいと存じます。変更後の当期利益金は、182万3,000円となる見込みでございます。変更前よりも1,150万円の減少となるもの

でございます。

以上で、平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）の説明を終了させていただきます。

議長 　ただ今議案第2号「平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）について」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 　はい。

議長 　はい。20番、天野議員。

天野議員 　はい。議席番号20番天野です。発言通告書。組合会会議規則第25条の規定に基づき、次のとおり発言いたします。

議案第2号につきまして、31ページ、保健経理、予定損益計算書説明書（変更部分）、科目、特定健康診査等費が、変更前の1億2,719万6,000円から8,589万4,000円と、4,130万2,000円の大幅な減額となっております。医療費抑制を目的とした予防・川上対策がうまくいっていないのではないかと不安を覚えているところでございます。特定健康診査、特定保健指導の変更前、変更後の受検率を教示していただき、減額・減率の理由及び今後の増率の方策を具体的に教えていただきたいと思います。以上です。

福祉課長 　はい。

議長 　はい。福祉課長。

福祉課長 　はい。それでは31ページのご質問についてですが、特定健康診査等費の科目につきましては、組合員、被扶養者、それから任意継続組合員、任意継続組合員被扶養者に掛かる費用及び組合員の特定保健指導に関わる費用となっております。その受検率の目標を報告させていただきます。組合員の特定健康診査につきましては、人間ドックや特定健康診査補助事業を受けたことにより達成するものでございまして、この科目とは異なりますので参考までに報告させていただきます。組合員の特定健康診査の目標率は、変更前が93パーセント、変更後は91パーセントでございます。それから組合員の特定保健指導は、変更前が30パーセント、変更後は20パーセントでございます。また被扶養者等でございますが、特定健康診査につきましては、変更前が54パーセント、変更後は35パーセントでございます。被扶養者等の特定保健指導は、変更前が15パーセント、変更後は10パーセントと変更させていただいたものでございます。特に被扶養者に対する受検率向上の方策を考えていかなければならないと考えておりますが、広報誌等による普及宣伝の他、勸奨をすることが効果的であると考察したものでございまして、未受検者に対して昨年12月に再度通知したものでございます。受診券の再発行の依頼等が少しずつ出てきておりますので、これも効果ではないかと思われれます。今後も継続させていただき、受診率向上に努めて参りたいと考

えております。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

天野議員 はい。

議 長 他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 それでは以上で質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第2号「平成25年度変更事業計画及び予算（第1次）について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 はい。ありがとうございました。挙手全員であります。よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に議案第3号「平成26年度事業計画及び予算」を議題といたします。事務局から説明を求めます。五木田総務課長。

総務課長 はい。

議 長 はい。総務課長。

総務課長 それでは議案第3号「平成26年度事業計画及び予算」を上程させていただきます。議案第3号をご覧いただきたいと存じます。平成26年度の事業計画及び予算を別冊のように定めるものとするということで、1枚めくっていただきますと、平成26年度の予算書がございます。表紙をおめくりいただきますと、緑色の紙で平成26年度事業計画の概況がございます。この概況を用いまして、総括事項から物資経理までの12項目について、順次ご説明させていただきます。なお、こちらにつきましても要点のみの説明とさせていただきますので、予めご了承くださいと存じます。

それでは概況の1をご覧いただきたいと存じます。まず、1の総括でございます。1の(1)、地方公共団体の数でございますが、合計数は一番右にあるとおり100団体となるものでございます。平成25年度と変更はないものでございます。次に(2)組合数でございますが、こちらは、右から3番目の平成26年度末推計の合計欄をご覧いただきたいと思えます。5万6,533人を見込むものでございます。前年度と比較いたしますと、1番右の欄になりますが、108人の増加となるものでございます。次に(3)給料額及び平均給料月額でございます。こちら右から3番目の平成26年度末の推計の合計欄をご覧いただきたいと存じます。この括弧書きですが、1人当たりの平均給料月額となっているものでございます。合計は、2段に分かれている上段の長期の括弧

書きでございますが、平均給料月額で32万982円を見込むものでございます。前年度と比較いたしますと、一番右側にあるとおり1,512円の増加となるものでございます。一方下段は、短期の1人当たりの平均給料月額で、32万264円を見込むものでございます。前年度と比較いたしますと、一番右にあるとおり1,208円の増加となるものでございます。次に概況の2ページの(4)被扶養者数の表をご覧ください。こちらも平成26年度末推計の被扶養者数の合計欄をご覧ください。5万159人を見込むものでございます。その隣が組合員1人当たりで、0.89人となる見込みでございます。前年度と比較いたしますと、一番右の欄にあるとおり78人の増加となるものでございます。

次に2の短期経理でございます。(1)給料と掛金・負担金との割合(短期給付)をご覧ください。概況の3ページにお移りください。こちらの表は財源率を示したものでございます。財源率につきましては、総報酬制の導入によりまして、給料には手当率の1.25が乗じられていることから、本来の財源率は、この下の表の(1)の2にございます期末手当等と掛金・負担金との割合になりますので、財源率の説明については、(1)の2の表を用いて説明させていただきます。組合員種別の一般組合員、一般職の平成26年度掛金でございますが43.40パーミル、その隣の負担金ですが同じく43.40パーミルで、いずれも前年度と変更がないものでございます。次に(2)の2、期末手当等と掛金・負担金との割合(介護保険)ですが、こちらの一般組合員、一般職の平成26年度掛金の財源率は、5.56パーミルを措置するものでございます。その隣の負担金つきましても、5.56パーミルを措置します。こちらにつきましては、それぞれ前年度よりも0.24パーミル引き上げとなるものでございます。こちらの引き上げ理由ですが、平成26年度に第2号保険者の1人当たりの負担見込み額が3,712円増加することに伴い、介護納付金が増えることから財源率を引き上げさせていただくものでございます。(4)給付の実績及び推計の表をご覧ください。こちらは、法定給付、附加金、一部負担金払戻金をまとめた表でございますが、真ん中にごございます平成26年度末推計の合計の上段をご覧ください。金額でございますが、158億3,581万3,000円を見込むもので、前年度と比較いたしますと、一番右の欄にあるとおり3億7,182万3,000円の増加となるものでございます。次に(5)拠出金等の実績及び推計でございますが、概況の4ページをご覧ください。こちらの表でございますが、一番上の前期高齢者納付金から4番目の退職者給付拠出金でございますが、こちらはいわゆる特定保険料を示したものでございます。右から3番目の平成26年度末推計の上段の合計額は、135億8,139万5,000円となる見込みで、前年度と比較いたしますと一番右の欄にあるとおり5億4,902万9,000円の減少となるものでございます。次に(6)資金計画でございます。表の左側にごございます損益計算の一番下をご覧ください。収支差し引きいたしますと、1億5,727万円の当期利益金が生じる見込みとなるものでございます。その隣の差引次年度繰越剰余金は27億6,189万2,000円となる見込みでございます。

続きまして、概況の5ページをご覧くださいと存じます。3の長期経理でございます。1の(1)、給料及び期末手当等と掛金・負担金の割合(財源率)でございますが、長期経理の財源率につきましては、地方公務員共済組合連合会の定款により定められているものでございます。区分の一般組合員等の一般職、期末手当等の額に乗じる数値のところの平成26年度9月から3月の掛金欄をご覧ください。84.62パーミルを措置するものでございます。その隣の負担金でございますが、84.92パーミルを措置いたします。それぞれ1.77パーミル引き上げになるものでございます。なお負担金には、公務上の給付に係る率として0.3パーミルが含まれていることから、掛金率と異なるものでございます。次に(3)資金計画の表をご覧くださいと存じます。表の左側でございます損益計算の収入の計ですが、757億6,054万7,000円を見込むものでございます。一方下段の支出でございますが、負担金払込金・掛金払込金として、同額を全国市町村職員共済組合連合会に払い込むものでございます。

続きまして、4の預託金管理経理でございます。1の資金計画でございます。こちら左の表の損益計算の収入でございますが、利息及び配当金のみで、5億4,449万8,000円を見込むものでございます。一方支出につきましては、支払利息として同額を全国市町村職員共済組合連合会へ返済するものでございます。次に2の資産の構成割合でございます。概況の6ページの資産の合計欄をご覧くださいと存じます。資産の合計額は、224億9,898万2,000円となるものでございます。

続きまして、5の業務経理でございます。(1)事務費の額(1人当たり)でございますが、表の区分の一番上、平成26年度の事務費は、1万197円になるものでございます。前年度より187円増額となるものでございます。次に内訳の中段にあります短期経理より繰入の額はゼロで、前年度に引き続き繰り入れを行わないものでございます。次に(2)資金計画でございます。表の左側にある損益計算の一番下でございますが、差引いたしますと本年度損失金として6,277万円となる見込みでございます。その隣にあります差引次年度繰越利益剰余金は、11億7,276万3,000円となる見込みでございます。

次に6、保健経理でございます。(2)期末手当等と掛金・負担金の割合(福祉事業)の表をご覧くださいと存じます。組合員種別の一般組合員、一般職の平成26年度掛金は2.24パーミルを、その隣の負担金につきましても2.24パーミルを措置するものでございます。いずれも前年度と変更がないものでございます。次に概況の7ページをご覧くださいと存じます。(3)事業の種類ですが、ここでは1点のみ説明をさせていただきます。項目の1番上でございます。短期人間ドック、金額は税込み額となっておりますが、概用は1日ドック(日帰り)及び通院2日・1泊2日の受検者ともに契約料金の65パーセントを組合負担。ただし、3万240円を限度とする内容でございます。まず契約料金の組合負担でございますが、平成25年度は60パーセントを組合負担とさせていただいておりましたので、平成26年度は組合負担を5パーセント引き上げさせていただくものでございます。また但し書の限度額3万240円ですが、消費税率が8パーセントの額になっており

ます。税抜きの金額は2万8,000円で、平成25年度の税抜き金額は2万5,000円でしたので、平成26年度に限度額を3,000円引き上げさせていただきたく存じます。次に(4)、資金計画でございます。概況の8ページにお移りいただきたいと存じます。表の左側が損益計算で、収支差引いたしますと、本年度損失金として2,254万4,000円を見込むものでございます。その隣にあります差引次年度繰越剰余金は、12億2,899万8,000円になる見込みでございます。

次に7、保健経理第2でございます。ここでは(3)施設の利用状況及び利用料金の利用状況をご覧いただきたいと存じます。年間利用予定数は8,332人を、利用率は65.00パーセントを見込むものでございます。表の下の注意書きにあるとおり、平成26年度の開設期間は、平成26年4月11日から11月25日までとさせていただきます。次に概況の9ページにお移りいただきたいと存じます。

(4)資金計画でございます。左側の損益計算の一番下、差引本年度損失金は、3,413万5,000円を見込むものでございます。その隣の差引次年度繰越剰余金は、5億2,477万3,000円となる見込みでございます。

続きまして8、保健経理第3でございます。(2)の施設の設置に関する事項の表をご覧いただきたいと存じます。施設名の一番下にあるとおり、貸室(貸事務室として賃貸)でございますが、平成26年4月から有限会社ちば共栄サービスに貸与させていただきます。なお、事務局といたしましては、有限会社ちば共栄サービスへの貸与を当面の間と考えているものでございます。次に(4)資金計画でございますが、概況の10ページをご覧いただきたいと存じます。表の左側の損益計算で、収支差引いたしますと、差引本年度利益金は309万8,000円を見込むものでございます。隣にあるとおり差引次年度繰越剰余金は、1,529万円となるものでございます。

次に9、宿泊経理でございます。(2)の施設の現況の表をご覧いただきたいのですが、表が2つある下の表の中ほどに利用率があります。上段がオークラ千葉ホテルの利用率で59.2パーセントを見込むものでございます。一方下段が黒潮荘の利用率で50.0パーセントを見込むものでございます。概況の11ページをご覧ください。(4)資金計画でございます。こちらは、オークラ千葉ホテルと黒潮荘を合計した表になっておりますが、左側の損益計算の一番下をご覧いただきたいと存じます。金額は△7,382万6,000円で、収支差引しますと本年度損失金となるものでございます。隣にありますとおり差引次年度繰越剰余金は30億6,883万4,000円となる見込みでございます。

次に10の貯金経理でございます。(1)貯金の種類、支払利率及び現況の表でございますが、2段目の平成26年度末見込みの支払利率をご覧いただきたいと存じます。支払利率は2.10パーセントとし、前年度と据え置きになるものでございます。次に(2)資金計画でございます。表の左側の損益計算の一番下ですが、差引いたしますと本年度利益金は27億9,148万9,000円となる見込みでございます。隣にございます差引次年度繰越剰余金は、484億3,977万3,000円になる見込みでございます。概況の12ページをご覧いただきたいと

存じます。(3) 資産の構成割合でございます。表の平成26年度末推計額の合計は3,656億5,520万8,000円になる見込みでございます。次に(4) 予定運用利回りでございます。計算した結果、2.583911パーセントとなり、支払利率の2.1パーセントを上回っているものでございます。

次に11の貸付経理でございます。ここでは(2) 貸付金の現況及び貸付利率、ロの貸付条件の表をご覧いただきたいと存じます。平成26年度の貸付でございますが、変更点がございます。普通貸付から在宅介護対応住宅貸付の利率ですが、前年度よりも0.06パーセント引き下げになるものでございます。引下げの理由ですが、昨年11月に全国市町村職員共済組合連合会にございます福祉事業委員会からの答申により貸付基準の見直しが行われました。そのことにより平成26年度の貸付につきましては、抵当権の設定を廃止することになりました。このことに伴いまして、貸付債権保全事業に係る一部負担金0.06パーセントを徴収しないこととなったことから、先ほど申し上げました貸付の利率が前年度よりも0.06パーセント引き下がることになったものでございます。次に概況の13ページ、中ほどにある(4) 資金計画の表をご覧いただきたいと存じます。左側の損益計算の一番下ですが、差引いたしますと本年度利益金として、2,223万円を見込むものでございます。その隣にあります差引次年度繰越剰余金は、24億3,407万6,000円となる見込みでございます。

最後に12の物資経理でございます。概況の14ページの(3) 資金計画をご覧いただきたいと存じます。表の左側にある損益計算の一番下ですが、差引いたしますと本年度損失金は、444万7,000円を見込むものでございます。その隣にあります差引次年度繰越剰余金は、1億9,107万7,000円になる見込みでございます。

それでは、以上で平成26年度事業計画及び予算の説明を終了させていただきます。

議長 はい。ただ今議案第3号「平成26年度事業計画及び予算」の説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

須藤議員 はい。

議長 はい。2番須藤議員。

須藤議員 2番の須藤です。先日行われました地区別共済制度研修会での意見を基に発言したいと思っております。

最初に短期給付の財源率の今後の見通しであります。平成27年度からの後期高齢者支援金の全面報酬割が導入させると聞いております。もし導入されると共済組合の負担は900億円増加し、健康保険組合と合わせると2,300億円の負担増となると言われておりますが、今後、共済組合の短期の掛金はどれぐらい引き上がるのかが1点目です。

2点目は、短期給付事業財政の健全化を図るには、国が医療費負担に責任を持つことが重要だと思っておりますが、事務局の見解をお聞きしたい。

3点目は、前期高齢者納付金と後期高齢者支援金の予算は、総務省から示されると聞いています。その資料の作成について、どのような根拠があって算出されているのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。

4点目は要望にしますが、消費税が8パーセント、平成27年には10パーセントになると聞いていますけれども、消費税の引き上げに伴い、現行1,000円の遊園施設入園券の引き上げを是非検討していただきたい。

5点目は、短期人間ドックの利用者にとっては、負担軽減になり感謝をしているわけですが、地区別共済制度研修会でも意見があったように、脳ドックや婦人科検診についても、消費税分ではなく、消費税が10パーセントに引き上がるときに、もう少し引き上げを検討してもらえないか。併せて、昨年と今年の実検者数を把握していれば教えていただきたい。

最後に貯金経理ですが、欠損金補てん積立金をどれぐらいまで積み立てるのか。数年前に事務局からのお話ですと10パーセントから15パーセントを目処としていると聞いた覚えがあります。平成26年度末ではその目標を超えることが予想されています。地方公務員等共済組合法施行規程第88条に貯金経理の特例に関するがありますが、これを参考にしながら引き上げる検討等はしないのでしょうか。以上です。

保健課長 はい。議長。

議長 はい。保健課長。

保健課長 保健課長の穴倉でございます。短期経理関係のご質問に対しまして、ご回答いたします。まず、1点目の総報酬割が導入された後、将来的な財源率がどのくらいになるのかとのご質問でございますが、平成26年度後期高齢者支援金の算出基礎数値を基に総報酬割で試算をしますと、9億9,800万円ほど支援金の増加が見込まれるものでございます。この平成26年度の共済組合の総報酬額で割り返し、財源率に換算しまして約2.9パーミルに相当するものでございます。ご存知のように高齢者支援金につきましては、2年後に精算が行われますので、一概には言えませんが、最低でも2.9パーミルの増加が見込まれると考えております。

そして2点目でございます。医療費の負担についての事務局の見解ですが、医療保険制度は、自らの健康を自ら管理するのが自助、社会の連帯による共助、国、地方公共団体による公助により支え合う仕組みといわれております。昨年12月に成立いたしました社会保障制度改革の検討項目と、工程を明記いたしましたプログラム法案の基になりました社会保障制度改革国民会議の報告書においても一部読み上げさせていただきますが、「日本の社会保障は、自助を基本としつつ、自助の共同化としての共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に公的扶助等の公助が補完する仕組みを基本にすべき」と書かれております。後期高齢者支援金の全面総報酬割を導入することにより生じる約2,300億円の余剰金につきましては、市町村の国保に投入しようとして今議論されているところであります。これも自助・共助の基本に沿ったものであると思

います。全面総報酬割の導入がされますと、共済組合は先ほどの質問にお答えしたとおり負担増となるわけですが、被用者保険内の負担の公平性で、この2,300億円の分を協会けんぽの財政支援ということで負担するわけですが、そのような公平性の観点から一理あるかと思うところがございます。しかしながら平成26年度では、組合員が負担した保険料の46パーセントが共助の一環として高齢者医療制度へ拠出をされ、翌年度以降さらに増加する見込みもでございます。現役世代の負担は相当なものにきていると思われまいますので、この負担の緩和を考えれば消費税率の引き上げに伴い、公費を投入していただければ、当方としてはありがたいと考えております。

3点目の前期高齢者納付金と後期高齢者支援金の計算の根拠でございますが、本日配布させていただきました参考資料は、予算編成をする際に国から示されるものでございます。この23ページをご覧ください。

「平成26年度における地方公務員共済組合の短期給付に要する費用の算定要領」がございます。その次の24ページの9をご覧ください。前期高齢者交付金又は納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金は、社会保険診療報酬支払基金からの通知額を支払予算に計上すればよいところであるが、例年通知時期が当該年度の当初となっていることから、予算編成時において見込額を算出し計上すること。また、平成26年度のこれらの拠出金の額の算定方法等については、別途連絡するところによらねたいことと記載をされています。この同じ資料の33ページをご覧ください。資料6でございます。前期高齢者交付金及び納付金、後期高齢者支援金、老人保健拠出金並びに退職者給付拠出金見込額の算定についての通知がございます。次のページ以降の別紙の計算法に基づいて計算することになっております。この計算表に則りまして作成した次第でございます。以上でございます。

福祉課長 はい。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 はい。それでは、私からは消費税増税に伴う助成券、脳ドック、婦人科検診の増額等について、ご説明させていただきます。

まず、ご要望とのことですが、遊園施設の現在の状況、消費税が5パーセントから8パーセントに増額になることでの各施設の契約料金の変動につきましてご報告させていただき、併せて見解につきましても触れさせていただきたいと思っております。現在の遊園施設は、全部で83施設でございます。これらの大人料金で確認させていただいた結果でございますが、値上げ予定施設数は20施設でございます。平均値上げ料金は、103円でございます。また遊園施設につきましては、1,000円まで当組合が助成するものでございます。1,000円以下の自己負担の必要がない施設数は、60施設でございます。このうち今回の消費税増税に伴う値上げをし、自己負担が生じる施設はございませんでした。また自己負担が必要な施設は、23施設でございます。このうち値上げ施設は8施設、その平均値上げ幅は151円でございます。現在、このような状況でございます。今回の改定によります契約料金の値上

げの影響は、殆どないものと捉えているところでございます。更なる消費税増税やそれによる便乗値上げ、また負担が必要な施設が多くなった場合や自己負担額が高額となった場合に検討させていただこうと考えております。

それから脳ドック、婦人科検診についてでございます。消費税増税に伴う消費税分の増額につきましては、平成26年度8パーセントとさせていただき、平成27年度につきましても10パーセントとさせていただく予定でございます。この掛かる費用の消費税以外の本体費用について、多くの医療機関や検診機関が大幅な値上げを行い、受検者の費用負担が増額される場合については、検討していく必要があると考えているところでございます。また今回の人間ドックの助成割合の増率、限度額の引き上げにつきましては、消費税の増率に伴うものではございませんでした。保健経理の収支状況が比較的良い状況でございましたので、事業見直し案を提案させていただき、ご協議、ご検討いただいた上で、改正させていただくものでございます。このように消費税関連とは関係なく、助成改善をする必要があると判断される場合において改定すべきであると考えております。それから、昨年と今年の実績でございますが、平成24年度脳ドックの決算数値が2,661人でありました。婦人科検診につきましては、1万1,999人でありました。平成25年度変更予算の数値につきましては、脳ドックが2,522人、婦人科検診は1万2,728人を予定しております。参考までに1月までの実績である平成25年度2月の支払ですが、脳ドックが1,876人、婦人科検診は8,287人でありました。平成24年度の同時期で申し上げますと、脳ドックが2,661人、婦人科検診は8,028人という状況になっております。以上でございます。

事務局長 はい。

議長 はい。事務局長。

事務局長 共済貯金の支払利率の引き上げを検討していただけないかとの件ですが、今現在の支払利率が2.1パーセントですが、これは市中の金利の動向、また全国の市町村職員共済組合で千葉県を除く他の県の支払利率が、平均で1.1パーセントとなる状況でございます。それからみると、この2.1パーセントは低い水準ではなくて、逆に極めて高い水準かと認識しております。その中で引き上げをするよりも、この2.1パーセントを末永く維持していく観点で運営をしてきました。しかしながら、須藤議員が指摘されましたように、この予算書の概況11ページをご覧くださいなのですが、一番下の資金計画の表の差引次年度繰越剰余金が484億円余りあります。これは、ご指摘のとおり貯金額に対する15.3パーセントにあたっておりますので、平成25年度の決算数値、また平成26年度の決算予測をたてながら、今年の秋以降の職員議員協議会、理事会の中で引き上げの議論を検討していこうと考えております。以上です。

須藤議員 ありがとうございます。

議 長 よろしいですか。

須藤議員 はい。

議 長 はい。他にございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 それでは、他にないようでございますので、以上で質疑の終結をいたします。

これより採決をいたします。議案第3号「平成26年度事業計画及び予算について」原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 はい。挙手全員であります。よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に議案第4号から議案第9号までは、予算に関連した諸規則等の一部改正でございますので、一括議題といたしたいと存じます。これにご異議はございませんか。

[「異議なし」の声あり]

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号から議案第9号までを一括議題といたします。順次事務局から説明を求めます。宍倉保健課長。

保健課長 はい。

議 長 はい。保健課長。

保健課長 それでは議案第4号「千葉県市町村職員共済組合定款の一部変更について」説明をさせていただきます。議案の説明につきましては、要綱書をもって説明をさせていただきます。

第1に変更の目的でございます。1、介護給付費等に要する費用の増加により、介護財源率を引き上げるものでございます。2といたしまして、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る共同事業における拠出金率の変更に伴い、長期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率を引き上げるものでございます。3、短期経理から業務経理への資金の繰り入れについて、所要の変更を行うものでございます。

第2、変更する事項でございます。1、介護財源率に関する事項です。介護財源率を千分の0.48引き上げ、千分の10.64から千分の11.12にするものでございます。第42条第1項、第42条の2及び附則第5項関係でございます。2でございます。長期組合員及び市町村長長期組合員に係る短期分財源率に関する事項でございますが、育児・

介護休業手当金拋出金に係る短期分財源率を千分の1.28引き上げ、千分の3.04から千分の4.32にするものでございます。第42条第1項及び附則第5項関係でございます。3、資金の繰り入れに関する事項でございます。これは短期経理から業務経理への資金の繰り入れに関わる限度額を定期するものでございます。平成25年度を平成26年度に、1,840円を1,910円とするものでございます。第44条関係です。

第3、施行期日でございます。1、この変更は平成26年4月1日から施行するものでございます。2、変更後の介護財源率及び長期組合員等に係る短期分財源率は、平成26年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

次に議案第5号、千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について、福祉課長より説明をいたします。

福祉課長 福祉課長の工藤でございます。私からは議案第5号、議案第6号につきまして、説明させていただきます。

それでは議案第5号、千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正についてを上程させていただきます。議案第5号の1ページ目をご覧ください。貸付規則の一部改正の内容を掲げた要綱書をもちまして説明をさせていただきます。

第1に改正の目的でございます。貸付債権共同保全事業が自家保険から民間損害保険に移行したことに伴い、有効な防止策を確保しつつ組合員が利用しやすい制度とする観点から、貸付基準の見直しが行われたため、規定の整備を図ることを目的とするものでございます。

第2に改正する事項でございます。1項といたしまして、一部負担金の取扱いについて、平成26年度以降は一部負担金を求めないこととし、既貸付者についても将来に向かって一部負担金を求めないものとするものでございます。2項といたしまして、抵当権について、平成26年度以降に行う貸付けについては、抵当権の設定を求めないこととし、平成25年度以前に行った貸付についても抵当権の設定を要しないものとするものでございます。3項といたしまして、1項及び2項の改正に伴い、関連する様式を変更するものでございます。

第3に施行期日でございます。1項といたしまして、この規則は平成26年4月1日から施行するものでございます。2項といたしまして、この規則の改正前の第13条の規定により抵当権を設定した借受人が貸付金の償還を完了したとき、又は登記の抹消の申し出をしたときは、速やかに登記の抹消の手続きをとるものとするものでございます。3項といたしまして、前項の手続きに要する費用は、借受人の負担とするものでございます。

福祉課長 続きまして、議案第6号、千葉縣市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正についてを上程させていただきます。議案第6号の1ページ目をご覧ください。特定健康診査補助規則の一部改正の内容を掲げた要綱書をもちまして説明をさせていただきます。

第1に改正の目的でございます。契約形態が整備されたことに伴い、検査費用の負担方法について整理するものとし、条文の整備を行うものでございます。

第2に改正する事項でございます。検査に要する費用負担に上限額を定めるものとし、費用負担に係る条文の整備を行うものでございます。

第3に施行期日です。1項といたしまして、この規則は平成26年4月1日から施行するものでございます。2項といたしまして、改正後の千葉県市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の規定は、この規則の施行日以後に利用する特定健康診査補助事業について適用し、同日前に利用した特定健康診査補助事業については、なお従前の例によるものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第7号、8号につきまして、施設管理課長の布施よりご説明いたします。

施設管理課長 施設管理課長の布施でございます。私から議案第7号、議案第8号につきまして、ご説明させていただきます。

まず議案第7号をご覧ください。千葉県市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正についてを上程させていただきます。説明については、要綱書にて説明させていただきます。

第1、改正の目的でございます。全国市町村職員共済組合連合会の宿泊施設相互利用協定が改正されることに伴い、利用資格及び利用料金について、所要の改正を行うことを目的とするものでございます。この内容でございますが、年金の支給開始年齢が今後引き上げられますので、現行の利用協定では、その際に定年退職者が組合員資格を喪失してから年金受給権発生までの間、組合員料金で施設を利用することができないため、組合員等に対する福利厚生、それから共済組合施設の利用促進を図る観点から改正を行うものでございます。

続きまして、第2でございます。改正する事項でございます。1項といたしまして、組合員料金の適用対象者を定年により組合員資格を喪失した者及びその家族まで拡大するものとし、利用資格及び利用料金に係る条文を改めるものとするものでございます。2項といたしまして、全国市町村職員共済組合連合会の宿泊施設相互利用協定が改正されることに伴い、関連する条文の整備を図るものでございます。

第3といたしまして、施行期日でございます。この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。

施設管理課長 続きまして、議案第8号をご覧ください。千葉県市町村職員共済会館設置規則の一部改正についてでございます。こちらも要綱書にてご説明させていただきます。

第1、改正の目的でございます。1項につきましては、議案第7号にてご説明いたしました改正の目的と同様でございますので、省略させていただきます。2項でございます。消費税率が引き上げられることに伴い、保健施設の料金の一部について、改定するものでございます。

第2の改正する事項でございます。こちら第1項、第2項につきましては、議案第7号にてご説明いたしました改正する事項と同様でございますので、省略させていただきます。第3項、保健施設の料金につい

て、消費税率改定に伴い関連する利用料の一部を改定するものでございます。

第3、施行期日でございます。この規則は平成26年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

続きまして、議案第9号につきましては、工藤福祉課長からご説明申し上げます。

福祉課長 それでは議案第9号、千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正についてを上程させていただきます。議案第9号の1ページ目をご覧ください。那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正を掲げた要綱書をお持ちしてご説明をさせていただきます。

第1に改正の目的でございます。こちらにつきましては、議案第7号、議案第8号、同様に所要の改正を行うことを目的とするものでございます。

第2の改正する事項につきましても、同様に利用者の範囲及び利用料金の支払いに係る条文を改めるものでございます。

第3に施行期日でございます。この規則は、平成26年4月1日から施行するものでございます。以上でございます。

議長 ただ今、議案第4号から議案第9号までの説明がなされました。これより質疑を受けたいと存じます。議案に対する質疑はございませんか。

天野議員 はい。

議長 はい。20番、天野議員。

天野議員 議案第5号につきまして、組合会会議規則第25条の規定に基づき、発言させていただきます。

議案第3号、12ページ貸付經理に関するものでもあります。貸付時に、抵当権の設定を要しない等の組合員の利便性の向上が図られることとなります。ただ債務不履行のリスクも高まる場所であり、改正の目的に記載されている「有効な防止策」とは具体的にどのような方策なのか詳しく教えていただければと思います。以上です。

福祉課長 はい。

議長 はい。福祉課長。

福祉課長 はい。今、天野議員からご質問がありました、議案第5号の「有効な防止策」について説明させていただきます。

「有効な防止策」とは、当組合の貸付けと他の金融機関等からの借入金に対する毎月の償還額の合計が、基本給の30パーセント未満であること、併せて年収及び他の金融機関等からの借入金に対する年間償還額の合計が30パーセント未満であることも確認する償還能力審査のことでございます。以上でございます。

議 長 よろしいですか。

天野議員 はい。

議 長 他に、質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長 以上で質疑を終結いたします。

これより採決をいたします。議案第4号「千葉縣市町村職員共済組合定款の一部変更について」、議案第5号「千葉縣市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について」、議案第6号「千葉縣市町村職員共済組合特定健康診査補助規則の一部改正について」、議案第7号「千葉縣市町村職員共済組合保養所設置規則の一部改正について」、議案第8号「千葉縣市町村職員共済会館設置規則の一部改正について」、議案第9号「千葉縣市町村職員共済組合那須高原ちば保健センター設置規則の一部改正について」、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 挙手全員であります。よって、議案第4号から議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上、附議いたしました議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして可決をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

以上をもちまして、第174回組合会を閉会とさせていただきます。ご協力誠にありがとうございました。

閉 会 (時刻14時20分)

平成26年3月24日調製

議 長 岩 田 利 雄

署名議員 松 崎 秀 樹

署名議員 齊 藤 扶知雄